

# 令和元年8月 教育委員会定例会会議録

○日 時 令和元年8月7日（水） 13：30～16：45

○場 所 有明庁舎 1階 相談室

○出席委員の氏名

教 育 長 森 本 和 孝  
教育長職務代理者 本 多 直 行  
委 員 友 永 峰 昭  
委 員 立 花 博

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 平 山 慎 一 教育総務課長 菅 幸 博  
学 校 教 育 課 長 古 瀬 唯 二 社会教育課長 松 本 恒 一  
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 書 記 北 島 久 弥

○傍聴人 3名

○議事日程

- 第 1 会期決定
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 前回会議録の承認
- 第 4 教育長報告及び各課7月行事報告
- 第 5 議案上程

47号議案	令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について	原案可決
48号議案	令和2年度使用島原市立小学校教科書の採択について	原案可決
49号議案	令和2年度使用島原市立中学校教科書の採択について	原案可決
50号議案	島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について	原案可決
51号議案	島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	修正可決
52号議案	島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則	原案可決
53号議案	島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	修正可決

54号議案	島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
55号議案	島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	原案可決
56号議案	島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
57号議案	島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
58号議案	島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
59号議案	島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
60号議案	島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
61号議案	島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
62号議案	島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
63号議案	島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
64号議案	島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
65号議案	島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
66号議案	島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
67号議案	島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
68号議案	島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
69号議案	島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
70号議案	島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則	原案可決
71号議案	議会の議決を経るべき議案(平成31年度一般会計補正予算第2号)	原案可決
72号議案	令和元年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について	原案可決
73号議案	令和元年度ふるさとにもどってこんね奨学金奨学生の決定について	原案可決

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 報告事項

(1) 報告事項

① 8月行事予定表

② 島原市立小・中学校防犯カメラ等の設置及び運用に関する基準について

(2) その他

【会議録】

<b>開会 (13:30)</b>	
森本教育長	<p>ただいまから8月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>日程に入る前に私のほうから、発議をさせていただきます。島原市教育委員会会議規則第16条によりますと会議は原則公開となっております。ただし、人事に関する事件その他の事件、または教育委員その他の発議により参加者の3分の1以上の多数で可決したときは、これを公開しないことができるとなっております。</p> <p>本日たくさんご審議いただく議案がございますけれども、第47号議案 令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価についてにつきましては、市において調整・検討を要する議案でございます。次に第48号議案 令和2年度使用島原市立小学校教科書の採択について及び第49号議案 令和2年度使用島原市立中学校教科書の採択について、につきましては関係団体、報道等への公表前の案件でございます。</p> <p>続きまして、追加議案であります第72号議案 令和元年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について及び、第73号議案 令和元年度ふるさとにもどってこね奨学金奨学生の決定について、につきましては個人情報にかかることの審議になりますので、これを非公開とすることを発議いたしますがいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」 の声）</p> <p>それでは、以上の案件は非公開といたします。よろしくお願いいたします。</p>
<b>第 1 会期日程</b>	
森本教育長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。（「はい」の声）
<b>第 2 会議録署名委員の指名について</b>	
森本教育長	議事録署名委員に、本多委員と友永委員を指名します、よろしくお願いいたします。（「はい」の声）

### 第 3 前回会議録の承認

森本教育長

次に、日程第3「前回会議録の承認について」を議題といたします。  
前回会議録の承認を行いたいと思います。7月4日に開催した定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付させていただいておりますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

森本教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

### 第 4 教育長報告及び各課7月行事報告

森本教育長

次に、日程第4「教育長報告及び各課7月行事報告」を議題といたします。まず、私から報告をさせていただきます。

現在、夏休みに入りまして、中総体をはじめとするスポーツイベントが多数行われており、この異常な暑さのなかでの実施となり、私もいくつか参加をさせていただき、非常に心配をしていたところでありますが、大会運営本部の温かい心配り、細やかな配慮によりまして、いまのところ事故等の発生はないところであります。

なお、中総体につきましては、後ほど学校教育課のほうから概略のみ報告をさせていただきます。

それでは、私のほうからは2点ご報告させていただきます。

ひとつは、さきほどのスポーツ運動の活躍とは別に、8月の1日に佐世保市で行われました第66回中学・高校生弁論大会で第二中学校3年生の桑島 昂輝君が「わたしたちにできること」という題で弁論を発表しまして、見事県の最優秀賞を受賞しております。

この、社会を明るくする運動というのは、再犯を防止しようというのが一つの趣旨でございますが、先般新聞に載っていたのを読んだところ非常によくしっかりと書けていたようで、いい発表になっていました。こういった文化的な分野での活動を大事にしていかなければいけないと感じております。

2点目はお手元に県教育委員会の報告書(案)といたしまして「社会

の変化に対応した教育制度及び変革、少子化による生徒減少に対応した適正配置と再編整備」という分厚い報告書をお配りしておりますが、これは県立高等学校の今後再編をどうしていくのかということの基本方針を作成するための準備委員会を設置して、様々な関連事項を整理したものでございます。

これをもとに今後令和3年度から県立高等学校をどうしていくのか、ということの基本方針を決定していくとされています。

この資料の23頁をご覧ください。ここにこれまでの中学校卒業生の推移と右のほうに県教委が行ってきた改革の経緯が載っております。

確かに昭和39年3月、最大で4万9千141名という中学校卒業生がいたのが、ずっとみていきますと令和12年には、1万ちょっとになってしまう、5分の1まで減少するんだという推計になっております。

そのなかで平成13年度からまず第1期方針を作って10年間、次に平成23年から令和2年までを第2期、そして今回作成しようとするのが令和3年度からの第3期でございます。

第1期の島原半島の関連では、有馬商業と島原南高等学校を一緒にして島原翔南高等学校に統廃合したことが特徴として挙げられると思います。また、島原高校にも理数科を設置したということもありました。

こういったことを今後県教委としてしっかりと考えていかななくてはいけないということの説明を7月31日に受けたところでございます。

そのなかで島原市関連で気になるのが、28頁をご覧ください。市内に農業高校、工業高校、商業高校がありますが、農業に関する学科の検証資料として卒業後の進路が載せてあり、これは県全体での数字となりますが、例えば2番の表の右のほうに就農可能率という欄があります。

これによると全体として就農の可能性があるのは7.4%しかない。農業高校を出て最大卒業生が就農する可能性があるのは7.4%しかない。その下の農業畜産系では22.8%。現在農業高校でもそういった状況があるんだということでもあります。

次に29頁をご覧ください。これも県全体の工業高校をまとめたものでありますけども、同じように数字の2卒業後の進路というところで表があり、一番右のところに県内就職割合という欄がございます。それぞれの学科ごとに書いてありますけども、これも3割から4割の間となっ

ています。

次に31頁をご覧ください。商業系の学校はどうだろうかということです。2番の卒業後の進路と資格取得状況というのがあります。平成31年3月に卒業した子供たちの分が表上段の左端にあります。就職数が398名、県内率が72.1%、商業高校の場合は県内への就職が今のところ非常に順調にいらっているようであります。

本市の場合は実業高校が3校ございますが、こういったことを考えながら県教委としても、再編あるいは学校の統廃合等も決めていくのではなかろうかと思えます。

新聞では、高校受験の第1次の募集の結果が載っておりましたが、島原高校の普通科が0.75倍しかない。異常な低さだということで県教委も非常に驚いておりました。今の中学校3年生が、本市の場合全体数そのものが少ないというように県の方には説明をしたところでしたが、県にとっても非常に驚きの数字だったようでございます。

なお、今後進めていく中では状況がわかり次第、中学生あるいは保護者、自治体、地域の皆様に話をさせていただいて、きちんと理解を得てから進めてほしいとの申し入れを行っております。

以上で私からの報告を終わります。引き続き各課から7月の報告をしてください。まず、教育総務課からお願いします

菅 課 長

教育総務課の7月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の主なものについて内容説明。〕

古 瀬 課 長

学校教育課の7月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の主なものについて内容説明。〕

松 本 課 長

社会教育課の7月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の主なものについて内容説明。〕

浅 田 課 長

スポーツ課の7月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の主なものについて内容説明。〕

森本教育長	<p>今の各課からの報告について何か、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
友永委員	<p>社会教育課の報告内容についてですが、7月30日開催の島原市青少年健全育成協議会総会は大変おつかれさまでした。私も地区の健全育成協議会の会長として出席いたしました。総会の出席者を見ましたところ全体的に少ないように感じました。</p> <p>特に学校関係者の出席がほとんどありませんでした。その日ちょうど校長会が開催され重複していたとも聞いております。それにしても他の先生方の出席もなかったようです。それで、他地区の会長さんのなかには年1回の市の青少協の総会は、一体誰のための、何のための会議なのかということで、もっと出席者を求めるべきではなかったかという言葉もささやかれておりました。ここは、今後の取り組みについて検討をお願いします。</p> <p>それと加えて総会資料のうち、令和元年度の事業計画についてですが、そのつくりについて月日の空欄部分がすでにあつた部分についてもいくつかありました。あえて私も発表する側でしたので触れませんでした。今後はあの内容も分からなければ、必ずしも月日を入れずして作っていただいて、そして新規事業についても必ず入れていただきますように、その書類の作成要領について、もう一度再考をお願いしたいと思います。</p>
松本課長	<p>さきほど、ご指摘ありましたように、今回は校長会と重なったという要因もございました。まず市の青少協総会の案内の範囲についてご説明しておきます。各地区の青少協の副会長以上の方を中心にご案内しているということ、また、市の青少協の会員のなかには市のこども会、校長会も入っていますが、実際、校長先生以外の方も出席は少なかったというのが事実でございます。今後出席者の範囲を検討したり、強く呼びかけをするなど出席者の増に努めたいと思います。</p> <p>資料につきましては、実情に沿ったものにきちんとしたところでもらっていただくよう対応したいと思います。</p>
森本教育長	<p>はい、よろしく申し上げます。他に委員さんから何かないでしょうか？</p>

本 多 委 員	<p>学校教育課のところで25日イングリッシュキャンプの実施、今回初めての取り組みということで、マスコミ等でも大きく取り上げられました。先生方におかれては非常に、この企画の実施にあたってご努力いただいたと思っております。そこで、参加者の子供たちの感想であるとか、そういったところがどうだったのかということと、このキャンプを継続して来年度もまた、やるようなお考えをお持ちかどうか、そのへんを教えてください。</p>
古 瀬 課 長	<p>子供たちにつきましては、最初はやはり各学校から来てますので、緊張しており、様子見というか打ち解けた感じがなかったのですが、時間を追うごとに英語でお互いにコミュニケーションをとったり、ALTの先生ととったり、それから小学校の教員も1日目に2名2日目に2名ということで配置して、それで緊張もほぐれまして、非常にこうニコニコしながら意欲的にイングリッシュキャンプに取り組んでおりました。</p> <p>感想としてはやはり楽しかったとそしてためになったと、なかには是非来年も参加したいというような感想もありました。そしてこのイングリッシュキャンプにつきましては、もちろん来年度も続けていきたいなど、島原市としては英語教育にも力を入れていきたい、学力向上の一環として英語活動それからコミュニケーション能力としての英語活動をですね。そしてこのイングリッシュキャンプが、中学校3年生でのさきほどの香港ジオパークの英語力にもつながっていくのではないかなと、あるいは、このイングリッシュキャンプに参加した子供たちが、中学校3年生のときに香港ジオパークに参加したいという思いに、つながっていくような事業になればと考えております。</p>
森 本 教 育 長	<p>イングリッシュキャンプの冠にジオがついてますが、ジオパークの関連を説明してください。</p>
古 瀬 課 長	<p>イングリッシュキャンプにジオパークの担当の方も参加していただきまして、子供たちに英語を通してジオパークについてのことも話をさせていただき、子供たちは英語とともに島原のジオパークについての興味関心も深まったと思っております。</p>

友永委員	<p>イングリッシュキャンプのことが島原新聞に掲載されましたが、これを読んだときに大変いい企画だなと感じました。島原独自の企画だろうと思いますけども、是非継続されるように頑張ってください。</p>
古瀬課長	<p>ありがとうございます。もう一つ学校給食会のほうからもですね、子供たちが夕食を作ったのですが、そこに調理員さんが4名来ていただいて、子供たちと一緒にカレー作りをしてくださいました。本当にいろんな方の協力のもとイングリッシュキャンプが実施できておりますので、また来年度もいろんな方にご協力いただきながら、みんなで子供たちを見守っていきたいと思っております。以上です。</p>
本多委員	<p>もう一点よろしいでしょうか。社会教育課の11日、姉妹都市等交流事業が昨年から実施されておりますけども、今年度も実施をされるということで、島原新聞に掲載されておりました。これは、また来年度以降も継続される事業なのか、そしてこの事業に10名参加ということで載っていたんですが、この費用負担について、ご説明いただいてよろしいでしょうか。</p>
松本課長	<p>この事業ですけれども、中学生10名ということで、一昨日出発いたしましたして本日帰ってくる予定になっております。やはり登山をした子供たちから、とにかく自分に自信がついたという非常に前向きな感想や意見をもらっているところでありまして、他校の中学生との交流も深めることができた、富士山に対する理解を深めることができたという非常に効果のある事業であると考えております。私たちとしましては、この事業については今後も継続していきたいと考えているところであります。</p> <p>また、費用負担についてはすべて市のほうで負担しているんですが、実際登山に使用する靴とか自分の持ち物道具、こういったものはどうしても個人負担ということで実施しているところでございます。</p>
森本教育長	<p>姉妹都市交流ということで、地元の小山町の中学生との交流事業も兼ねておりまして、一緒に登山をしてくれるなかで交流が図れる。</p>

<p>本多委員</p> <p>森本教育長</p>	<p>うちのスタッフも登山が好きな人間も早々おりませんし、子供たちもそうですがスタッフのケガ等も心配なところで、参加者も10名がいっぱいいっぱいなのかなと感じております。</p> <p>安全面からみて参加者が多いとスタッフも多く参加しないといけませんからね。わかりました。</p> <p>他になにもなければ次の日程に移ります。</p>
<p><b>第 5 議案上程</b></p>	
<p>森本教育長</p> <p>森本教育長</p>	<p>それでは、日程の第5議案上程に入ります。</p> <p>冒頭申しましたように、第47号議案から49号議案まで、及び追加議案の第72号議案と73号議案は非公開といたします。提案ですが、非公開の案件を優先して議事を進めたいと思いますので、追加議案の分も第49号議案の後に続けて審議をしていただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは第47号議案の提案理由を説明願います。</p> <p><b>第47号議案</b> 令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について</p> <p>(非公開審議)</p> <p><b>第48号議案</b> 令和2年度使用島原市立小学校教科書の採択について</p> <p>(非公開審議)</p>

**第 4 9 号議案**

令和 2 年度使用島原市立中学校教科書の採択について

(非公開審議)

**第 7 2 号議案**

令和元年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について

(非公開審議)

**第 7 3 号議案**

令和元年度ふるさとにもどってこね奨学金奨学生の決定について

(非公開審議)

**第 5 0 号議案**

島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について

森本教育長

ただいまを持ちまして非公開を解きます。第 5 0 号議案について提案理由を説明してください。

松本課長

議案集 1 1 頁をお願いします。第 5 0 号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。提案理由でございますが、委員 1 4 名のうち 1 名が異動により欠けたため、島原市少年センター運営協議会条例第 3 条の規定により、補欠委員として任命しようとするものでございます。

今回委嘱しようとする委員は、片山真子氏です。交通安全母の会の代表としての選出であります。任期につきましては委員が欠けた場合の補欠委員でありますので、残任期間の 7 月 6 日から令和 2 年 6 月 3 0 日までとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長	<p>ただいま、第50号議案について提案理由の説明がございました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(無しの声)</p>
森本教育長	<p>ないようでしたら、第50号議案については承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第50号議案については原案どおり承認いたします。</p> <p><b>第51号議案</b> <b>島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱</b></p>
森本教育長	<p>続きまして、第51号議案の提案理由等の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>15頁をお願いします。第51号議案 島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明申し上げます。</p> <p>提案理由でございますが、自治公民館の建設事業補助金について、トイレ改修にかかる補助の対象を明確にするため、この要綱を改正しようとするものであります。次の頁の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第2条第1項は補助対象となる事業を第2項は補助対象外となる事業を規定したものでございます。現行、右側の第2条第2項で、別棟の建物は補助対象外となっておりますが、古い公民館では建物本体と別棟でトイレを設置し、一体的に利用している公民館もあります。</p> <p>このため改正案、左側になりますが、建物本体にトイレが設置されていない場合の補助対象と認めることができるように一部を改めようとするものでございます。</p> <p>15頁をお願いします。附則でございますが、この要綱は告示の日から適用しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い</p>

	<p>いたします。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>ただいま、第51号議案について、提案理由の説明がありました。ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>本多委員</p>	<p>よろしいでしょうか、さきほど提案理由をご説明いただいたんですが、トイレ改修にかかる補助の対象を明確にするということで、古い公民館については、別棟にトイレがあると、それを改修するものについても補助対象にはしませんということですね。それで、この要綱を見ますと例外規定に例外規定が設けられています。</p> <p>こういった規定の仕方は見たことがなく、初めて見たもので非常にわかりにくいと思います。通常、こういったものについては、第2条の第1項、別表の第1表に補助対象工事の具体的な工事の内容が載っているんですけど、1項2項と関連させてトイレの改修がどういったときに対象になって、どういったときにならないのか、このままの要綱では非常にわかりにくいということを私としては感じました。</p> <p>さきほど松本課長から説明いただいた内容はだいたいわかりましたけれども、この2項の第2号のカッコ書き「建物本体にトイレが設置されていない場合」、建物本体というのは、別棟の建物であっても本体の公民館として用をなしている建物であっても、どちらも建物なんですよ。だからこのままでいくとちょっと意味が通らないんじゃないかなという気はしたんです。だから、このへんをちょっと変えるのかどうかでしようけど、第1項に具体的にある程度補助対象入れるのかどうかですね、それが要綱の体裁と具体的な補助対象とが非常にわかりにくかったんで、委員の皆さんどうかなと思っているんですが。</p>
<p>松本課長</p>	<p>まず、この要綱なんですが、第1条のなかにですね、自治公民館というのが公民館に類似する施設ですね、これの新築増築改築、これはもともと補助対象となっていたんですが、これに平成27年の改正で、または建物本体の修繕の行為を補助対象としたという経緯がございます。このとき別棟はいくつあっても一緒よということで、建物本体の修繕を補助対象と認めたという経緯がございました。</p>

	<p>それで、ここに載っていないんですが、第2条に関連する別表第1にですねトイレの場合には水洗化洋式化、これに付帯する電気設備の改修、また間取りの変更等が具体例として別表で挙げているところでございました。こういったなかで、確かに補助対象外のなかに逆の例外を設けた訳なんですけど、仮に建物本体とは違う別の棟にあったとしても、一体として使われている場合には、トイレ部分についての補助対象に該当する工事については、認めていこうとする趣旨で、建物本体にトイレが設置されていない場合については、例外としますよということで、この部分に規定をさせてもらったという経緯ではございます。</p>
本多委員	<p>今の説明で、納得はするんですけども、対外的に説明できるような要綱にするとしたときに、ここでいう建物本体というのが、いわゆる公民館本体として捉えられるかどうかというのが、気になります。これがあつたためになかなか理解できなかったんですよ。例外規定の例外のうえに建物本体となっているんで。</p>
松本課長	<p>説明を付け加えるとすれば、例えば建物本体という言葉の前に、第1条に規定するとか。</p>
本多委員	<p>そこらへんを工夫していただければ。</p>
森本教育長	<p>表現を工夫させていただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>他に、第51号議案にかかるご意見ご質問はないでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
森本教育長	<p>第51号議案については、一部修正のうえで、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

森本教育長	<p>それでは、第51号議案については、一部修正のうえ承認いたします。</p> <p>次に、ここからの進行についてお諮りをしたいことがございます。第52号議案から第70号議案につきましては、今回の消費税増税に伴う料金改定の議案でございます。共通する部分が非常に多くありますので、第52号議案につきまして詳細に説明をさせていただきます、その後の条例の審議につきましては、共通部分を説明した後、具体的な改正部分についてのみの説明とさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p><b>第52号議案</b> <b>島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則</b></p>
森本教育長	<p>それでは、第52号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>第52号議案についてご説明いたします。島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則であります。この規則は市立小学校及び中学校の校舎、体育館、その他附属設備の使用に関して必要な事項を規定し、施設の適正な管理を図る目的でありますけれども、この8条のなかに施設の使用にあたり電気料は使用者の負担とし、別表により徴収するというので、使用者の電気料に対する実費負担を求めているところでございます。</p> <p>今回消費税及び地方消費税の税率改正に伴いまして、所要の整備を図るために、この規則を改正しようとするものでございますが、19頁の新旧対照表をご覧ください。こちらに各小中学校の体育館等の1時間当たりの電気料を規定しております。今回の税率改正におきましては、消費税及び地方消費税が8%から10%に引き上げられるということから、現行の使用料を108分の100で割り戻して円未満を切上げて税抜き価格を算出し、その額に100分の10を乗じて円未満を切捨て、消費税額を算出し、合計の円単位以下を四捨五入して新料金を算出しております。</p> <p>この計算でいきますと、現行料金が240円以上の場合に使用料金が増</p>

額改定となりまして、本規則では、第二中学校体育館と第一中学校陶芸用電気窯の使用料が、それぞれ10円ずつ増額改定となるものであります。

また、表中に1時間当たりの単価を示しておりますが、この後に円を付記するという事も併せて改正しようというものです。

続いて、施行期日についてですが、18頁に記載しましたとおり消費税法及び地方消費税法の改正の施行期日並びに関係条例の施行期日に合わせて令和元年10月1日から施行しようとするものであります。

経過措置といたしまして、この規則による改正後の島原市立学校施設設備の使用に関する規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可にかかり使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例によるものがございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

今、第52号議案にかかる説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

(「なし」の声)

森本教育長

無いようでしたら、第52号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言)

森本教育長

それでは第52号議案は原案のとおり承認いたします。

### 第53号議案

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

森本教育長

つづきまして、第53号議案について、提案理由の説明をお願いします。

<p>松本課長</p>	<p>さきほど教育長のほうから説明がありましたように、第52号議案から第70号議案につきましては、規則の改正理由、新料金の算定方法、施行期日、経過措置につきましてはすべて第52号議案と共通しておりますので、この後の説明では、改正する規則名と改正の具体的な中身のみ説明させていただきます。</p> <p>第53号議案、21頁ですけれども、島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則にかかるもので、別表第1の3特別の設備にかかるものの改正でございます。</p> <p>23頁の新旧対照表をご覧ください。公民館につきましては、特別の設備である拡大印刷機について1m当たりの料金の実費相当額を120円に増額し、また端数分についても10cm単位で徴収できるように、備考欄を改めるものでございます。また陶芸窯の料金について、消費税増税分を加味した額に改定しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
<p>本多委員</p>	<p>はい、21頁の表中備考のところですが、備考の1、拡大印刷は長さ1m云々とありますが、1m未満で加算するというのはあり得ないのかなと。改正前は1m未満だったら1mに換算しますよとなっていたんですよ、だから意味はわかったんだけど、今回は1mが基準になってこれが120円ですよ、これは改正された額です。これがベースになって1m未満で、端数が1m未満あったときは10cm毎に12円を加算するとなっているので、このままでは加算するというのはあり得ない話なので。</p>
<p>松本課長</p>	<p>大変申し訳ございません。ここは長さが1m未満であるときは1mとするというのがまずあるべきです。それがあって1mを超える場合に10cm単位で加算するとなります。</p>
<p>本多委員</p>	<p>その部分について見直しをしてもらってよろしいでしょうか。</p>

森本教育長	<p>前段が足りないということですね。それでは他にありませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第53号議案は原案を一部修正するということで承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第53号議案は原案一部修正のうえ承認いたします。</p> <p><b>第54号議案</b> <b>島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則</b></p>
森本教育長	<p>つづきまして、第54号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>議案集25頁をご覧ください。第54号議案島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則にかかるもので、別表第1の付属設備及び別表第2冷暖房設備の表の改正であります。</p> <p>30頁からの新旧対照表をご覧ください。付属設備については消費税増税分を加味した額に改定するとともに、現在使用していない器具を削除するなど所要の整備をしております。</p> <p>36頁からの冷暖房設備につきましては、消費税増税分を加味した額に改定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

森本教育長	<p>無いようでしたら、第54号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第54号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p><b>第55号議案</b> <b>島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</b></p>
森本教育長	<p>つづきまして、第55号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>39頁をお願いします。第55号議案は、島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則にかかるもので、本文別表第1の付属設備及び別表第2、1冷暖房設備の表及び様式の改正であります。</p> <p>45頁の新旧対照表をご覧ください。第4条は使用許可の優先順を規定したもので、申請が競合した場合の対応を明確にするための改正であります。別表第1の付属設備及び49頁からの別表第2、1冷暖房設備については、消費税増税分を加味した額に改定するものでございます。</p> <p>51頁の様式につきましては、別表第3の減免規定の子番号との整合性を図るための改正でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
本多委員	<p>44頁の減免申請書の改正があつてますが、これは前回したときの漏れですか。</p>
松本課長	<p>これは前回全部改正をした際にこれを入れておったのですが、使用料減免理由の第何号該当というところで、前回本来123に改定しなければならず、前回様式の改正ができていなかったため今回改正するもので、中身</p>

	<p>については特に問題がないと考えております。</p>
本多委員	<p>わかりました。</p>
森本教育長	<p>他に何かご意見ご質問ありませんか？</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第55号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第55号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p><b>第56号議案</b> <b>島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則</b></p>
森本教育長	<p>つづきまして、第56号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集53頁をお願いします。第56号議案は、島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。別表第1及び別表第2の改正でございます。資料57頁をお願いします。別表第1付属設備については、消費税増税分を加味した額に改正するものでありまして、先の説明と同じであります。それから61頁となりますが、この分については、使用料の減免でございます。今回文言の整理を行いたいということでございまして、減免する場合に現在、市内の小中学校が、少年団活動または部活動のため使用する場合がございますが、これについて、市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により、学校施設を使用できないため使用する場合に改めたいとするものでございます、</p> <p>理由としましては、スポーツ少年団については本来社会体育でございま</p>

	<p>す。ここに書いてあります市内の小中学校がスポーツ少年団活動というところが実際現実にそぐわないというところでございまして、今回改正したいということでございます。</p> <p>また、中学校の部活動については本来学校部活動ということで、学校施設で活動するのが本来ですが、やむを得ない場合については部分使用というふうな項目として設けております。</p> <p>なお、小学校のスポーツ少年団活動につきましては、教育委員会が認める場合というところで、すでに減免の対応はしているところでございます。以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑等はございませんか。</p>
友永委員	<p>よろしいですか。別表第2の説明で小学校のスポーツ少年団については社会体育としての捉え方をしているので、減免対象から外したということですが、今の説明では教育委員会が認めたものについては、減免規定が生きているということですが、具体的にどういうことか説明願えますか。</p>
浅田課長	<p>規則のなかで減免にかかる規定が3項目あります。一つは教育委員会が特に認めた場合、それが100%ですけれども、あと50%と30%を設けております。そのなかで50%のところではスポーツ少年団所属の団体が使用する場合は、50%減免しますよと謳っております。あとは市内の中学校の学校活動とか、あるいは、市内の体育協会関係の団体が使用する場合であるとか、そういった項目を謳っているところでございます。</p>
友永委員	<p>ありがとうございました。</p>
本多委員	<p>今の説明では、スポーツ少年団活動を社会体育として、これまでは100%減免していたけれども、今後50%で別枠で減免はするんではないですか。</p>
浅田課長	<p>若干捉え方が違うのですが、現実には、これまでもスポーツ少年団に</p>

	<p>については、教育委員会が認める場合として50%の減免をしております。それはそのまま生かして適用する。この項についてのスポーツ少年団は今回規定から外すということです。</p>
森本教育長	<p>これまで100%減免というスポーツ少年団の分はあったんですか。</p>
浅田課長	<p>いえ50%の減免のみです。</p>
本多委員	<p>それはそのまま継続するということですね。それから、改正前は小中学校となっておりますが、今回は中学校のみとなって中学校部活動でやむを得ない場合と、小学校では今島原市内では部活動というのはいないんでしょうけど、よそにはありますよね。小学校のは他ので何か救う道というか、減免する手立てというのはあるんですか。</p>
浅田課長	<p>学校での授業のなかでの活動ということですか。そういった場合は教育委員会が認める規定のなかで謳っております。</p>
森本教育長	<p>他に何かありますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第56号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第56号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p><b>第57号議案</b> <b>島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則</b></p>
森本教育長	<p>つづきまして、第57号議案について、提案理由の説明をお願いします</p>

<p>浅田課長</p>	<p>す。</p> <p>議案集63頁をお願いします。第57号議案は、島原市宮平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。別表第1及び第2の改正でございまして、第1については消費税増税にかかる部分、第2については先ほど申しましたスポーツ少年団にかかる減免規定となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>森本教育長</p>	<p>無いようでしたら、第57号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
<p>森本教育長</p>	<p>それでは第57号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p><b>第58号議案</b> <b>島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則</b></p>
<p>森本教育長</p>	<p>つづきまして、第58号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>浅田課長</p>	<p>議案集67頁をお願いします。第58号議案は、島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。第1表につきましては、消費税部分、第2表はさきほどの説明と同じでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>

	(「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第58号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の発言)
森本教育長	それでは第58号議案は原案のとおり承認いたします。
	<b>第59号議案</b> <b>島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則</b>
森本教育長	つづきまして、第59号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	議案集71頁となります。第59号議案は島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。第1表、第2表の改正点は先の説明と同じでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	説明が終わりましたが、何か質疑等はございませんか。
	(「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第59号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の発言)
森本教育長	それでは第59号議案は原案のとおり承認いたします。
	<b>第60号議案</b>

## 島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則

森本教育長 つづきまして、第60号議案について、提案理由の説明をお願いします。

浅田課長 議案集75頁となります。第60号議案は、島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。別表の改正となっており、有馬武道館につきましては、さきほどの減免の規定の改正でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長 説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

(「なし」の声)

森本教育長 無いようでしたら、第60号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言)

森本教育長 それでは第60号議案は原案のとおり承認いたします。

## 第61号議案

## 島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

森本教育長 つづきまして、第61号議案について、提案理由の説明をお願いします。

浅田課長 議案集77頁となります。第61号議案は、島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。別表の改正でございます。これにつきましては一つは、さきほどの少年団の減免関係、もう一つは、この後有明プールもございますが、身障者の減免の取り扱いの改正を提案しております。これまで身障者手帳等の提示者本人に介護が必

要な場合において、介護者が使用する場合にその介護者分を減免としておりましたが、今回介護者が使用する場合において、提示者1名につき介護者1名を削除して身障者手帳等の提示者が使用するときに改めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

実情を申しますと実は、これまで介護が必要な方は、一緒に入っていたいてその介護者分を減免しますと、当然、解釈として身障者であっても泳げる方は通常料金でした。ただ今回介護者、身障者について本人に減免しますとしています。ただ、これまでも実は、現状として介護が必要でなくても、身障者の方が一緒に入ってその方の分を減免の対象に申請をしているという現状がございます。そこにちょっと差が出てきて、本来であれば必要でない方も、一緒に入って減免してもらおう、そういうことがないようにしたいと、では、今後本当に必要な方が出てくるんじゃないかと、そういった場合は教育委員会が特に認める場合で現状救っていきたい。

身障者については、今後きちんと条例と規則のなかで減免を謳って、本当に必要な方については、現状は救っているという形にしたいと思っております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

本多委員

よろしいでしょうか。78頁の説明いただいた分ですが、手帳提示者となっていますが、これは提示者じゃないんじゃないかと、提示者というのは手帳を持っている人とは言い切れませんよね。だから、この辺の言い回しがちょっと必要ではないでしょうか。

浅田課長

委員がおっしゃるとおり、言葉の使い方になりますが提示者＝身障者本人という捉え方をしております。

本多委員

ただこれだけでは、そういう風に限定できないので、他の人から照会があったときに明確に対抗できないと思いますので。そのへんを工夫いただけないかと思っています。

浅田課長

ちょっといいですか。他市の表現をみてもこういう風になっているんで

	<p>すよ、だから、そこを委員おっしゃるように提示者は他の者でも提示者という気はしますが、ただ、前提として本人が提示するという前提でとらえているとは思いません。</p>
本多委員	<p>課長のご説明で十分理解はできるんですが、理解したうえで規定の趣旨に合うものかなという気がしたものですから。いずれにしてもちょっとご検討いただいて。</p>
浅田課長	<p>わかりました。</p>
森本教育長	<p>第61号議案は提示者の表現を検討するという条件で承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第61号議案を条件付きで承認いたします。</p>
	<p><b>第62号議案</b> <b>島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則</b></p>
森本教育長	<p>つづきまして、第62号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集79頁となります。第62号議案島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。別表の改正であります。内容につきましては前段の温水プールの説明と同じでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
本多委員	<p>さきほどの表現の検討をお願いします。</p>

森本教育長	<p>それでは、第62号議案は表現を一部検討する条件を付して承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>第62号議案は条件付きで承認いたします。</p> <p><b>第63号議案</b> <b>島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則</b></p>
森本教育長	<p>つづきまして、第63号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集81頁となります。第63号議案は、島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。別表の改正点でございます。内容はさきほどのスポーツ少年団にかかる減免についてでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第63号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第63号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p><b>第64号議案</b> <b>島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則</b></p>

森本教育長	つづきまして、第64号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	議案集83頁となります。第64号議案は、島原市宮庭球場条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。別表の改正であります。内容は前議案と同じでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。  (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第64号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の発言)
森本教育長	それでは第64号議案は原案のとおり承認いたします。  <b>第65号議案</b> <b>島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則</b>
森本教育長	つづきまして、第65号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	議案集85頁となります。第65号議案島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則にかかるもので、別表の改正でございます。内容につきましては前段の議案と同じでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	説明が終わりましたが、何か質疑等はございませんか。

	(「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第65号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の発言)
森本教育長	それでは第65号議案は原案のとおり承認いたします。
	<b>第66号議案</b> <b>島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則</b>
森本教育長	つづきまして、第66号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	議案集87頁となります。第66号議案は島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則にかかるもので、別表の改正でございます。内容につきましては前段の議案と同じでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
	(「なし」の声)
浅田課長	無いようでしたら、第66号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の発言)
森本教育長	それでは第66号議案は原案のとおり承認いたします。
	<b>第67号議案</b>

**島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則**

森本教育長 つづきまして、第67号議案について、提案理由の説明をお願いします。

浅田課長 議案集89頁となります。第67号議案は、島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。別表の改正でありまして、内容につきましては前議案と同じでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長 説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

(「なし」の声)

森本教育長 無いようでしたら、第67号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言)

森本教育長 それでは第67号議案は原案のとおり承認いたします。

**第68号議案**

**島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

森本教育長 つづきまして、第68号議案について、提案理由の説明をお願いします。

浅田課長 議案集91頁となります。第68号議案は、島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。内容につきましては前議案と同じでございます。よろしくご

	審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。  (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第68号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の発言)
森本教育長	それでは第68号議案は原案のとおり承認いたします。  <b>第69号議案</b> <b>島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則</b>
森本教育長	つづきまして、第69号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	議案集93頁となります。第69号議案は、島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。別表の改正でありまして内容は前議案と同じでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。  (「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第69号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

	(「異議なし」の発言)
森本教育長	それでは第69号議案は原案のとおり承認いたします。
	<b>第70号議案</b> <b>島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則</b>
森本教育長	つづきまして、第70号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	議案集95頁となります。第70号議案は、島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則第59号議案は島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則にかかるものでございます。別表の改正でありまして内容は前議案と同じでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
	(「なし」の声)
森本教育長	無いようでしたら、第70号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の発言)
森本教育長	それでは第70号議案は原案のとおり承認いたします。
	<b>第71号議案</b> <b>議会の議決を経るべき議案(平成31年度一般会計補正予算第2号)</b>
森本教育長	つづきまして、第71号議案について、提案理由の説明をお願いします。

<p>菅 課 長</p>	<p>第71号議案、議会の議決を経るべき議案についてご説明いたします。</p> <p>議案集は97頁から107頁となります。提案理由としましては、平成31年度島原市一般会計補正予算第2号の教育委員会関係経費を議会に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>99頁、歳入の16款寄附金5目教育費寄附金は株式会社西海建設からのスポーツ振興基金への計上であります。</p> <p>19款雑収入4項雑入は島原市教育文化振興事業団に指定管理を行わせている社会教育施設及びスポーツ施設計6施設の平成30年度の指定管理料の返還金8百92万4千円並びに平成町の人工芝グラウンドの指定管理者である県サッカー協会からの平成30年度の指定管理料の返還金1百48万円の計上であります。</p> <p>101頁歳出です。10款教育費5項保健体育費のスポーツ振興基金積立金にさきほど歳入で説明申し上げました西海建設からの寄附金をスポーツ振興基金に積み立てるための積立金の計上であります。</p> <p>なお、参考として103頁から104頁のほうに各施設ごとの返還金の内訳並びに推移等を合わせて105頁には30年度の決算の状況を載せております。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>今71号議案について説明がありました。何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
<p>本多委員</p>	<p>103頁のところで、指定管理料の剰余金ですね、島原文化会館が昨年度と比べて大幅に剰余金が増えてるんですけど、パーセンテージで767.6%。これの主な理由はなんでしょうか。</p>
<p>菅 課 長</p>	<p>一番大きなものとして人事異動に伴う人件費の増減でございます。</p>

本多委員	わかりました。もう一点ですけど、学校給食費の補助金と委託料ですね、これは30年度の歳出還付ということですか。
菅課長	従来、補助金のほうは戻入をしていたんです。それで給食費の委託料については、指定管理料と同じように翌年度に歳入に計上してたんですけど、今回は初めての学校給食会の決算でありまして、5月中に収支決算が出来たということで、戻入、歳出還付で入金をしております。
本多委員	わかりました。ありがとうございました。
森本教育長	他に無いようでしたら、第71号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の発言)
森本教育長	それでは第71号議案は原案のとおり承認いたします。
<b>第 6 次回定例教育委員会の日程について</b>	
森本教育長	次に、日程第6「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。
事務局	次回の9月定例教育委員会については、8月29日木曜日、午後1時30分から有明庁舎1階相談室を予定しております。
森本教育長	各委員さんよろしいでしょうか。
	(はいの声)
<b>第 7 その他</b>	
森本教育長	次に、日程第7「その他」を議題といたします。(1)報告事項「①8月行事予定について」、各課から報告をお願いします。

菅 課 長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
古 瀬 課 長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松 本 課 長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅 田 課 長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
森本教育長	<p>いま、行事予定について説明がありましたが、何かご質問ご意見ありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なしの声)</p>
森本教育長	<p>それでは、続いて「②島原市立小・中学校防犯カメラ等の設置及び運用に関する基準」について、説明をお願いします</p>
菅 課 長	<p>各小中学校の防犯カメラの設置については、昨年発生しました第四小学校の不審火を要因といたしまして、議会のほうでも防犯上カメラの設置が必要であるとの声をいただいております、当初予算に所要の経費を計上させていただいております。</p> <p>先月9日付けですべての小中学校各校2台、第四小学校は先に設置しておりましたので、それを除く分校を含めた小中学校各校2台の計28台を所要経費665万円を使用して設置をしたところでございます。</p> <p>今後はその運用について、実はもう平成20年に、資料の後ろから2頁、平成20年の10月に基本的な防犯カメラの設置及び運用に関する要領というものを市長部局のほうで策定をしております。こちらのほうで基本的な目的や定義、あるいは責務、個人情報等の保存や利活用の制限等、必要な分については、規定されておりますので、今回は詳細な運用の部分を教育委員会として、管理責任者あるいは撮影の区域、場所、画像の保存、利用、それと実際提供する際の申請方法等を様式等を含めて整備をしたところでございますので、ご報告いたします。</p>

森本教育長	ただいまの報告についてなにかご意見・ご質問がございませんか。
本多委員	一番最後のところで、9条の第3項、使用の許可をだしますよね、そのあとそのデータというか映像、そういったものは許可を受けた人が映像の消去であるとか、破碎等必要な処理を行うとなっているんですが、これは、貸したところに返還させるのか、それとも貸したらそのままなのか、これでは少し弱いなと思ったので。
菅 課 長	当初は閲覧だけにしようかと思ってたんですけど、実はもうすでに警察の方から捜査の関係で情報提供依頼がありまして、事件にかかる映像が映っていたんですけど、そこを提供してほしいということで依頼がありました。本人に消去、破碎させるという表記になってますが、返却もさせていいんですが、コピーブロックとか特殊な措置をせずに渡すものですから、返してもらってもダビング等されれば、意味がないというか、県あるいは他の自治体の表現にならって、こういった表記にしています。
本多委員	複写されるとですね。個人情報の保護について十分考慮に入れないといけないのかなと思って、まあ警察の捜査事項照会がメインでしょうからね。
森本教育長	我々も申請者が誰かをよく把握して許可するようにしないと、公的機関で緊急性がある捜査上絶対必要だという条件で許可をするようにしたい。
菅 課 長	保険会社からの申請も他の団体ではあるようですが、そういったところには提供しないというふうに思っています。要領の9条のほうで、利用及び提供の制限といのがありますので、個人の生命身体財産に差し迫った危険があつて緊急の必要がある場合、あるいは捜査機関からの提供依頼があつたときなどに限られます。

本多委員	<p>基本的にはこの3号と4号の場合のみですよ。わかりました。</p>
森本教育長	<p>よろしいですか。それでは、次の報告（2）その他に移ります。各課からなにか報告事項がありますか。</p>
松本課長	<p>社会教育課です。島原城の外曲輪東側櫓台部分の損壊に関する経過と今後の対応についてご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。まず、櫓台損壊の状況でございますが、1枚目の上部分が位置図になっております。新馬場町の国道251号線から約100m西側に入った住宅街にある民有地になります。下の拡大図については、損壊した石垣の概要を示しております。総延長で18.9m、高さが0.6から2.3mの石垣が損壊したところでございます。</p> <p>2枚目をご覧ください。上の写真が損壊前の写真、下の写真が損壊後の写真になります。この石垣は県史跡島原城跡の指定範囲には入っておりませんが、江戸時代の石垣が一部残る部分であり、非常に貴重な石垣でありました。また周知の構造物文化財のエリアにあるため、文化財保護法による手続きが必要な場所でありました。</p> <p>3枚目4枚目5枚目につきましては、西日本新聞社、長崎新聞社の本日そして昨日掲載された記事を添付しております。なお、本件取材については、私のほうで対応させていただいたところであります。</p> <p>まず本件の経緯を説明させていただきます。平成30年10月24日に、市内の施工業者から島原城外曲輪の東側櫓台部分で、借家を建設予定であると同地の状況について電話での問い合わせがありました。この際に担当した職員から、島原城にとって大事な場所と回答はしたものの、周知の埋蔵物文化財包蔵地に該当するため、埋蔵文化財発掘の届け出が必要であるという案内を失念していたところであります。このため、無届工事が発生したものであります。</p> <p>その後、平成31年3月1日に、県文化財保護指導員の松尾卓次先生から連絡があり担当職員と松尾指導員と一緒に現地を確認し、櫓台損壊を把握したところでございます。</p> <p>その後、3月4日に松尾指導員から巡視報告書が提出されましたが、受け取ったままの状態になっており、7月4日に県へ報告となったとこ</p>

ろでございます。

この件につきましては、島原城にとって大変貴重な石垣を守ることができなかったこと、また行政手続き上の処理が、年度をまたいでしまったことなど、県教育委員会をはじめ島原城に関わられた学識の先生方からも非常に厳しく指摘を受けているところでございます。

次に本件発生の原因でございますが、まず、住宅建設予定の敷地についての状況確認があった際に、こちらから周知の埋蔵文化財包蔵地の工事の届け出など事前の手続きの案内を怠っていたこと、また、建築確認については、本市建築部門に提出され受理されていましたが、文化財保護部門である社会教育課と建築確認部門である都市整備課との文化財保護に関する連携が取れてなく、埋蔵文化財包蔵地としての確認ができる体制を整えていなかったものであります。

さらに報告の遅れにつきましては、ただちに報告するべきところでありましたが、事務の輻輳などにより報告が遅れてしまったものであります。

次に今後の対応についてでございます。まず県の指示をいただきまして、市教育長から県教育長に明日顛末書を提出することとしており、県教育委員会にこの件の報告を行い、再発防止策、事務の在り方など指導をいただくことになっております。

市教育委員会としましては、二度とこのようなことが起きないようにまずは県の指導をしっかり仰いで、対策を講じたいと考えております。

その内容として現段階では、市内部の関連部門との連携を確立し、埋蔵文化財包蔵地やこれに関する手続きを確実に関係者にお伝えするなど事務の在り方見直しを行います。

さらに市民、建設業協会などの業界団体を含め広く文化財保護に関する周知に努めてまいります。

この度の件では、貴重な石垣を守ることができなかったところであり、これまでの文化財保護に対する、取り組みが不足していたことを実感しております。深く反省するとともに、二度とこのようなことがないように取り組んでまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。委員の皆様にも大変ご心配ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。

森本教育長	はい、ただいま島原城外曲輪の石垣損壊について社会教育課のほうから報告がありました。委員の皆様からなにかご意見ご質問等ありますでしょうか。
友永委員	今後の対応についてでありますけども、3番目に建設業界、建築業界に市文化財にかかる周知をするということでございますが、具体的にはどういう形で周知をされる予定ですか。
松本課長	一番大事なのが文化財保護法に基づく手続きが必要ですよということをもっとしっかり押さえたうえで、この埋蔵文化財包蔵地のエリア内での工事については、必ず届け出をするという部分になります。建設業協会としておりますが、設計士や土地家屋調査士の団体など、そういったところにも広く文化財保護法の手続き上のことも含めて、しっかり周知をさせていただきたいというふうに思っております。
友永委員	もう一点よろしいですか。市行政内部の相互の連携を密とするという説明がございましたけれども、建築確認申請は当然市の建設課も関係あるんですが、これと、市の教育委員会との連携は具体的にどのようなされる予定ですか。
松本課長	さっそく、先週の金曜日に連絡を一旦とらせていただきました。埋蔵文化財包蔵地の地図を都市整備課のほうに持参いたしまして、そしてこのエリアのなかで、建築確認申請が上がってきた場合には、必ず教育委員会に照会してくださいと手続きが必要ですよということをお伝えしていただいて、私どものほうできちんとした説明をしていきたいと考えております。ただ埋蔵文化財包蔵地が推測に基づくエリアになっておりますので、地図に示されたエリアとがっちり区切られるものではございません。従いまして、社会教育課としては、いま原案をつくっているんですが、一定のチラシを作って、まずはすべての申請をされる方に周知できる体制をとると、そのなかで特に今回問題となった島原城のエリアについては、確実に見落としがないように社会教育課を訪ねてください手続

きが必要ですという周知をしていただくような、連携をさっそく取らせていただいたところでございます。

友永委員

もう一点よろしいですか。基本的に建築確認申請の段階で教育委員会には行政手続き上の同意を求める機会にはなっていないと思うんですが、都市計画区域内のものであった場合に、その時の事前協議書とか、そのような文書的な取り扱いをされる予定はあるんでしょうか。

もう少し詳しく言えば、建築確認をする設計士が確認をする前提として事前協議書としてそういった文化財的なものについても事前協議をしましたということを条件にして、確認申請をされるような仕組みにされるのかどうか。事務手続き上の確認に関するおたずねです。

松本課長

現時点では、地図に基づいて社会教育課へ必ず案内をとという連携しかとれていないんですが、他市のホームページを確認したときに、事前協議書のなかにですね、埋蔵文化財包蔵地の確認をしたかしないかとチェック欄を設けているような市もございます。そういったものも参考にしながら、細かく詰めていきたいと考えております。

ただ、これを工事を始める60日までに申しなさいというのが文化財保護法の規定でございますので、とにかく早い段階で周知をしていかないと、もうなにもかも決めてしまつて通常建築確認申請に対しては1週間程度で確認済証が交付されるということを聞いておりますので、とにかく早い段階で周知できるような体制をまずはしっかりとっていききたいと思っておりますし、今委員さんからご指摘があった点をですね、一つのチェック項目として入れさせてもらうことも、今後都市整備課とは早い段階で調整していきたいと思っております。

本多委員

この島原城史跡の県指定が2016年だったんですが、それから国の指定に押し上げる取り組みがなされた矢先にこういった案件が出たことは非常に遺憾だと思っております。さきほどからの説明を聞きますと地権者側からの電話照会、これがあつたときに図面や現場の確認をされたのかどうかわかりませんが、電話だけでやり取りをすると非常に危険だと思っております。さきほど説明されたような建設業界とか事業者等の関

係機関との十分な打ち合わせの元、この事業が進められるべきものと思います。電話でのやり取りでは往々にして個人で終わりがち。これは調査が必要だというのが個人で終わっていると思うんですよね。そういったものは職員の間で共有する、稟議をするという手続きも必要だろうと思います。今後はそういったところも十分ご注意いただきたいと。

それから、櫓台の残りが確か3つあって、一つが損壊したということですが、あと2か所についても適正な手続きをしないといけないというふうに考えております。現存している櫓台をどのように保護するのか、指定に向けてどのような取り扱いをするのか、これは関係機関と連携をとってすべきだと思います。十分そのへんも来るべき指定に向けて共有をしていただければと思います。

それから今年の3月4日に松尾先生がご指摘をされて、それから7月に県に報告となって、これは他の業務等で追われたため遅れたということのようですが、ここについても社会教育課の業務が非常に煩雑で広範囲にわたっているというのは十分承知しているので、これは教育委員会内部での事務連携であるとかあるいは人員体制ですね、こういったところにも十分メスを入れる必要があるのかなというふうに感じております、いずれにしましても、こういった手続きがおろそかにならない形で取り組んでいただくことを希望したいと思います。

森本教育長

ありがとうございました。今回はまず、教育委員会内での組織体制の在り方、市役所内の横の連携の在り方が十分ではなかったと私自身も感じております。今後も大切な文化財をどう守っていくのか、常に考えながら体制の整備、連携の整備を十分検討していきたいと思っております。この度は大変申し訳ございませんでした。

明日、私、課長、班長で県庁に訪問して、今後の在り方について指導を受けることにしております。それでは、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(はいの声)

森本教育長

他に何か報告がありますか。

古瀬課長	すみません。ここから非公開をお願いします。
森本教育長	今、非公開の申し出がありましたが、よろしいでしょうか。  (はいの声)
森本教育長	それでは、ここからは非公開の審議と致します。
古瀬課長	児童生徒、職員の事故等の報告  (非公開審議)
森本教育長	引き続き、私の方から非公開の案件について報告がございます。 職員の事故等の報告  (非公開審議)
森本教育長	ただいまをもって、非公開を解きます。他にありませんか。  (なしの声)
<b>第 6 閉会 ( 1 6 : 4 5 )</b>	
森本教育長	ないようですので、これで本日の8月定例教育委員会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員